

## 袖山三樹雄家文書目録と目録作成について

- 1 須坂市小河原町の袖山三樹雄家は、松代藩領小河原村の旧家として肝煎・名主役を、長期間にわたって勤めてきている。現存する標記の袖山家文書によれば、宝暦年間にはすでに袖山の姓をもち、袖山源左衛門として活動している。以降幕末に至るまで何回にもわたって名主役を勤め、それにかかわる文書を蓄積してきている。袖山家文書が名主家文書としての性格が強いのはそのためである。
- 2 本文書の最初期史料は、寛文6年(1666)年2月の「小川原村庄兵衛田畑坪々石高帳」で、それ以後享和までの史料が100余点、主な史料としては天和2(1682)年の永代売渡証文ほか質地証書類、宝暦13(1763)年地押検地関係史料が見られる。文化期以降幕末までの史料が150点、明治期以降の史料は120点ほどが遺され、土地・税制関係史料が多い。
- 3 これら現存する史料を「袖山三樹雄家文書目録」として、目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「049」(49番目)に位置づけ、史料番号は「049-A-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。文書目録は、原則として時系列により配置して作成した。史料点数は以下のように約400点を数える。

記号	分類項目	総史料番号	史料点数
A I	江戸	119	119
A II	江戸	151	152
B	明治以降	126	126
	合計	396	397

- 4 本史料目録が、小河原町ほか郷中区民をはじめ須坂市民、さらには、多くの地域史研究者によって活用されることを期待する。そして、近年小河原郷中で発刊された『小河原郷誌』を、さらに発展させることを願ってやまない。
- 5 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、次のようにした。
  - (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料には、次のように( )をもちいて仮表題を作成して掲げた。  
(古荒地切起し願い) (畑荒地調べ)

(2) 「記」・「覚」のみで内容無記載の史料については、次のように（ ）内に内容説明を記載したものもある。

記（借用証書）

覚（御法度書写し）

(3) 請取など切手まがいの一紙史料は、便宜的に括って整理したものもある。その場合は、次のように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外〇点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

上納金領収書、外 8 点

覚（御蔵籾請取）、外 12 枚

(4) 史料形態については、次のように略記した。

横（横帳）、 横半（横半帳）、 縦（縦帳）、 紙（一紙）、

封（封書）、 冊（冊子）、 綴（ジョイント含む）など

6 本史料目録は、袖山三樹雄家のご理解とご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。

井上光由

丸山文雄

小林謙三

竹内正勝

（編さん担当：青木廣安・丸山文雄）

2012年1月25日

須坂市誌編さん室